令和７年４月１日
校　長　決　定

令和７年度　東京都立墨田工業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

１　いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。

（２）生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

（３）教員の指導力の向上と組織的対応を行う。

（４）保護者・地域・関係機関と連携した取り組みを行う。

２　学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための学校いじめ対策委員会を置く。

イ　所掌事項

〇未然防止
〇早期発見
〇早期対応
〇重大事態への対処

ウ　会議

毎月１回（水曜日）

エ　委員構成

校長、副校長、生活保健部、（学級担任）

（２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ　所掌事項

〇学校いじめ対策委員会の支援

〇保護者、地域住民、関係機関との迅速かつ適切に連携できるサポート体制の確立

ウ　会議

学期１回

エ　委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、工業４科長、ＰＴＡ会長、
近隣中学校長、地元町会長（又は副会長）、同窓会会長および幹事長、
日本工業大学教職教育センター長・元教授、地元警察署、地元消防署所

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア　**全教職員の共通理解と組織的な対応**

いじめは決して許されないという認識を全教職員で共有し、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

イ　**生徒との信頼関係の確立**

生徒と温かい信頼関係を作り上げていくために、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、挨拶の励行や平素から生徒への声かけを行うとともに、教育相談の体制を整える。

ウ　**生徒の自己肯定感を育む**

認められている、満たされていると感じるなどの、生徒の自己肯定感を高めるとともに、生徒の自主的、主体的な活動を推進するために以下の取組を行う。

・指導内容を明確にして、理解したことが実感できるような授業の工夫
・学業不振の生徒に対する個別指導の充実
・部活動、学校行事を中心とした学校生活の充実を図るための支援
・進路指導を通して生徒自らが自己決定できる場を設定

エ　**「いじめに関する授業」の実施**

定期的に生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、特別活動において、年に最低３回（学期始め）は、「いじめに関する授業」を実施する。

（２）早期発見のための取組

ア　**定期的な「生活意識調査」の実施**

生徒の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、年２回、生活意識調査を実施する。

イ　**スクールカウンセラーによる全員面接**

生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する高等学校第１学年については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

ウ　**定期的な個人面談の実施**

年３回程度、生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

エ　**全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察**

学級経営を学級担任任せにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、生徒たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒たちを見守っているというメッセージを発する。

オ　**効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用**

効果的にいじめの実態を把握できるよう、年３回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。

カ　**都教委作成のいじめ防止カードの活用**

いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、生徒たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、生徒たちに働き掛ける。

キ　**学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見**

全ての教員により月１回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察を行い、学校いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。管理職は、各教員の「いじめ発見のチェックシート」を分析し教員のいじめ発見能力に課題があると認められる場合には、必要に応じて指導主事の協力を得て、当該教員を指導する。

ケ　**保護者・地域との連携**

学校便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介する。

（３）早期対応のための取組

ア　**学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化**

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の生徒への支援、加害の生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。

イ　**被害の生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア**

被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した被害の生徒の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の生徒やその保護者のケアを行う。

ウ　**加害の生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等**

加害の生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害の生徒への指導の充実を図る。

エ　**いじめを伝えた生徒の安全の確保**

勇気をもって教員等にいじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

オ　**所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援**

早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有する。所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、臨床心理士等の心理職や指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援する。

カ　**学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力**

暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

キ　**いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有**

ＰＴＡの役員等が被害・加害の生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はＰＴＡ役員等に情報提供するなど積極的にＰＴＡと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

（４）重大事態への対処

ア　**被害の生徒の保護・ケア**

被害の生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の生徒の情報共有を必ず朝、夕２回以上実施する。

また、被害の生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握する。

イ　**加害の生徒への働き掛け**

加害の生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下での、加害の生徒及びその保護者に対する校長による厳重注意）等の懲戒を実施する。また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合には、当該の生徒の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

加害行為の背景には、例えば加害の生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の生徒のケアを行う。

ウ　**所管教育委員会・関係機関との連携**

重大事態の発生等について所管教育委員会に速やかに報告し、所管教育委員会と一体となって対応する。

エ　**保護者・地域との連携**

ＰＴＡの役員等が被害・加害の生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はＰＴＡ役員等に情報提供するなど、積極的にＰＴＡと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

オ　**いじめ防止対策推進法に基づく対応**

法第 28 条に基づく調査および、法第 30 条に基づく再調査を行う。

５　教職員研修計画

（１）校内研修の実施

年３回以上、学校いじめ対策委員会が主催するいじめ防止に関する校内研修会を実施する。

（２）ＯＪＴによる研修の実施

担任経験の浅い教員に対するいじめへの対応について、経験豊富な教員よりアドバイス等を日常的に実施する。

6　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）保護者会の活用

年３回の保護者会にて、いじめ防止に向けての学校の方針や活動について理解を深める。

（２）ＰＴＡ活動の活用

ＰＴＡ総会や理事会において、忌憚のない意見や情報を共有する。

7　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）学校運営連絡協議会の活用

年３回の学校運営連絡協議会にて、いじめ防止に向けての学校の方針や活動について理解を深める。

（２）所管の警察署との連携

警察の生活安全課やスクールサポーターとの連携を定期的に実施する。

（３）青少年対策地区委員会との連携

江東区青少年対策白河地区委員会との連携を定期的に実施する。

8　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）学校評価アンケートの変更

いじめ防止対策への学校の取組状況を把握する項目を加えて、評価分析を行い改善を行う。